

民間空き家対策東京モデル支援事業 質問事項に対する回答(全般に係るもの)

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	実施方針 P1	第2 事業の概要	令和4年度も同様の補助金事業・予算が行われるということでしょうか？	民間空き家対策東京モデル支援事業は令和4年度も実施予定ですが、令和3年度の対象事業(TOKYO Data Highway等を活用した先端技術を駆使した空き家対策、空き家の発生抑制対策、新たな働き方支援、東京ささエール住宅への改修、コミュニティ支援)の全てを継続して実施するかは未定です。

民間空き家対策東京モデル支援事業(コミュニティ支援) 質問事項に対する回答

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	募集要項 P6	第9 応募書類 1(6)	賃貸契約書があれば、補助金は運営団体+空き家オーナーどちらに対しても出るということでしょうか？ 例)空き家オーナーが改修し、民間団体が借りて運営する。	本事業においては、コミュニティ支援の取組を行う事業者が所有又は賃借する空き家を自ら改修し、運営することを想定しています。そのため、ご質問の例においては、空き家オーナーへは補助金は交付されません。
2	補助金交付要綱 P4	第8 補助金の交付額	補助金で賄いきれない部分、1/3は自己負担が発生する、自己資金が前提でしょうか？ 例)375万円の運営費用の場合、2/3(250万が上限)で補助金が出る。 空き家改修費375万円であれば2/3(上限250万)が補助金ということでしょうか？	補助金の交付額は、申請者の負担した経費を基に算定した補助対象経費に補助率2/3を乗じた額以内かつ1件当たりの上限は250万円(耐震改修工事を実施する場合を除く。)となっています。 ご質問の例では、補助対象経費が375万円であれば、補助率2/3を乗じた額(250万円)が補助金の交付額となる見込みです。なお、空き家改修費等及び広告費等を合算した金額が補助対象経費となり、それに補助率2/3を乗じた額以内かつ上限250万円が補助金の交付額となります。 ※本事業において、「広告費等」は、補助事業を始めるための宣伝に直接必要となる備品費、消耗品費、印刷製本費、委託費等が当たり、補助事業開始後の施設運営等に係る経費は補助の対象外となりますので、ご注意ください。